

木造建築工事等における労働災害防止対策の徹底について

平成26年2月5日

釜石労働基準監督署

建築工事に係るあらゆる工種で労働災害が発生しています。

大工、左官、钣金、水道、空調、塗装等それぞれの作業において、本来行なわれるべき安全措置を省略することなく、日々安全な作業をすすめましょう。

1. 墜落防止対策の徹底

(1) 建方作業開始前に足場を設置する「足場先行工法」及び「手すり先行工法」を基本とし、手すり、中さん、幅木等の取り付けを的確に実施すること。

(※手すり、中さん、幅木等については、足場の内側・外側ともに必要となります。)

なお、足場については、その日の作業開始前に点検を実施し、手すり、作業床等に不備が認められた場合には、当日の作業開始前に必ず補修等を行なうこと。

(2) 梁・母屋・桁からの墜落災害を防止するため、また、2階床張り前、階段取付け部、吹き抜け部等の開口部からの墜落災害を防止するため、作業主任者の指揮により、作業床の設置、又は、内部への墜落防止用ネット(安全ネット)を取り付け、かつ、安全帯を併用させる等、必要な墜落防止措置を講じた上で、作業を開始すること。

(3) 脚立、移動はしご等からの墜落転落災害を防止するため、脚立代わりに「うま」を使用せず、踏面のあるものを使用し、開き止めを確実に使うこと。

いわゆる「うま」については、歩み板の高さを2m以下とし、3点支持と堅結を必ず実施すること。

移動はしごの上部固定及び脚部の滑動防止措置を確実に講ずること。また、はしごを昇降する際は、工具等を手に持たず、専用の吊りロープ、吊り袋等を使用すること。

(4) 足場、脚立、梁・母屋・桁、屋根等の上で作業を行なう際には、保護帽(ヘルメット)を必ず着用させること。

2. 作業主任者の選任と職務の励行

「足場の組立等作業主任者」「木造建築物の組立等作業主任者」の選任と関係労働者への周知はもとより、当該作業主任者の職務を確実に実行させること。

「足場の組立等作業主任者」の職務

- ①足場の材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと
- ②器具、工具、安全帯、保護帽等の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- ③作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業進行状況を監視すること
- ④安全帯、保護帽の使用状況を監視すること

「木造建築物の組立等作業主任者」の職務

- ①作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること
- ②器具、工具、安全帯、保護帽等の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- ③安全帯、保護帽の使用状況を監視すること

3. 木材加工用機械の安全措置

携帯用丸鋸の歯の接触予防力バーの固定・取り外し等不正な使用による手・指・腕等の切断・切創災害を防止するため、作業開始前点検を実施し、当該力バーの固定・取り外しを行わせないこと。

また、現場内に設置する丸鋸盤、かんな盤等の安全装置（割刃・反発予防装置、丸鋸盤の鋸歯の接触予防力バー、かんな盤の刃の接触予防装置）についても、適正な状況で使用されるよう、作業開始前点検、毎月の定期点検を行ない、不備が認められた場合には直ちに補修等を行なうこと。

4. 車両系建設機械、移動式クレーン作業にかかる安全の確保

有資格者による運転操作（※無資格就労の禁止）は当然のことであるが、作業開始前に「作業計画」を定め、現場内の全労働者に対して周知し、当該作業計画に基づき作業を行なうこと。

また、玉掛け者についても有資格者を配置し、さらに、合図者の適切な配置と合図方法の定めを行なうこと。

なお、移動式クレーン等の車体との接触による災害を防止するため、旋回範囲内の立入禁止措置と、吊り荷の直下への立入禁止措置を確実に講ずること。

5. 安全管理体制の整備及び安全衛生教育の徹底

工務店等小規模事業場においては、現場の安全管理体制や責任体制が不明確であることが労働災害防止対策の不備の一因となっておりますので、現場の安全衛生管理を担当する者の選任と責任を明確にするとともに、定期的に現場内を巡視すること。

現場内で作業する下請及び協力業者を含む全労働者に対し、労働災害防止対策に関する教育指導を定期的に実施すること。

6. 適正な請負契約の締結

木造建築工事等においては、「応援」「手伝い」等と称して請負契約が曖昧なまま作業が行なわれている状況（派遣法違反疑）が散見されますが、このような状況では、安全衛生管理の責任の所在が不明確となり危険な作業が放置され労働災害の要因となるばかりか、労務管理が不適切（労基法違反）となるおそれがありますので、適正な請負契約を締結し、責任体制を明確にすること。